

検査／病理診断／画像診断

検査と適応疾患

レセ電コード付

令和4年4月版

監修

櫻林郁之介

(自治医科大学名誉教授)

編者

(五十音順)

岩田敏

(国立がん研究センター中央病院感染症部)

尾本きよか

(自治医科大学附属さいたま医療センター総合医学第1講座教授, 臨床検査部部长)

小谷和彦

(自治医科大学地域医療学センター地域医療学部門教授, 医学部臨床検査医学講座教授)

田中修

(上尾中央総合病院特任副院長, 自治医科大学名誉教授)

東田修二

(東京医科歯科大学臨床検査医学教授, 検査部長)

菱沼昭

(菱沼クリニック院長)

山田俊幸

(自治医科大学医学部臨床検査医学講座教授)

山田浩

(静岡県立大学薬学部医薬品情報解析学分野特任教授)

湯田聡

(手稲溪仁会病院循環器内科主任部長)

序 文

臨床の現場で使用されている検査と、その検査に適応する疾患について解説した、「検査と適応疾患」令和4年4月版を制作しました。

本書は平成22年に初版を発刊した後、現場の声を聴きながら、診療報酬請求・審査の視点から構成・編集し、学術書として臨床検査の書籍等を補うものとなっています。

本書では、検査という言葉を広い意味で使用し、一般的な臨床検査はもとより、放射線領域の画像診断検査項目や臨床各科が独自に用いている検査を含んでいるために、広く検査という言葉で表現しています。したがって、臨床領域で用いられるほとんどすべての検査がこの中に包括されています。

診療報酬点数表における検査項目に特化して、その1項目ごとの臨床的意義と、異常になる疾患（適応疾患）が細かく記載されています。また、その英名、別名、略名も記載されていますので、項目の確認や、略名で記載されていても、索引から引くことが可能です。

本書の特徴はつぎのとおりです。

- (1) 医療保険の視点で検査をまとめていること
- (2) 医療のICT化に資して、レセプト電算処理マスターの検査項目に準拠していること
- (3) 検査関連レセプト電算処理コードごとに、ひと目で適応疾患、保険請求上の留意点（本書では保険メモ）を確認できること
- (4) 令和4年度診療報酬改定による新規検査項目を網羅していること

また、つぎの3点を参考資料として掲載しています。

- 検査の改正項目が一覧で分かる『令和4年度診療報酬改定に伴う検査の主な改正項目』
- 日本臨床検査標準協議会（JCCLS）より公表された『共用基準範囲』
- 本書に掲載している適応疾患を基にした『疾患別検査一覧』（掲載ページ付）

日進月歩している検査に対応できるよう改訂していく予定です。ぜひとも忌憚なき現場のご意見を賜りますよう、お願いいたします。

令和4年4月

櫻林 郁之介

令和4年度診療報酬改定に伴う検査の主な改正項目

【削除項目】

旧区分番号	旧項目名	旧区分番号	旧項目名
検体検査		D024	動物使用検査
D001	尿中特殊物質定性定量検査	生体検査	
2	Bence Jones蛋白定性(尿)	D276	網膜中心血管圧測定
D007	血液化学検査	1	簡単なもの
22	CK-MB(免疫阻害法・蛋白量測定) ※免疫阻害法のみ	2	複雑なもの

【経過措置項目】

※令和6年3月31日までの間に限り算定できる

新区分番号	新項目名
検体検査	
D007	血液化学検査
1	アルブミン(BCP改良法・BCG法) ※BCG法のみ

【新規項目】

新区分番号	新項目名	新区分番号	新項目名
検体検査		D009	腫瘍マーカー
D001	尿中特殊物質定性定量検査	23	組織因子経路インヒター2(TFPI2)
10	トリプシノーゲン2(尿)	27	プロステートヘルスインデックス(phi)
D004	穿刺液・採取液検査	D012	感染症免疫学的検査
2	関節液検査	46	百日咳菌抗原定性
D005	血液形態・機能検査	47	赤痢アミーバ抗原定性
7	DNA含有赤血球計数検査	49	白癩菌抗原定性
D006-22	RAS遺伝子検査(血漿)	58	HIV-1特異抗体・HIV-2特異抗体
D006-23	遺伝子相同組換え修復欠損検査	60	鳥特異的IgG抗体
D006-24	肺癌関連遺伝子多項目同時検査	61	抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体
D006-25	CYP2C9遺伝子多型	D014	自己抗体検査
D006-26	染色体構造変異解析	28	抗カルジオリビンIgM抗体
D006-27	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)	28	抗β ₂ グリアkoprotein I IgG抗体
1	ROS1融合遺伝子検査	28	抗β ₂ グリアkoprotein I IgM抗体
2	ALK融合遺伝子検査	45	抗P/Q型電位依存性カルシウムチャンネル抗体(抗P/Q型VGCC抗体)
3	METex14遺伝子検査	D015	血漿蛋白免疫学的検査
4	NTRK融合遺伝子検査	17	インターロイキン-6(IL-6)
D006-28	Y染色体微小欠失検査	26	SCCA2
D007	血液化学検査	28	インターフェロン-λ3(IFN-λ3)
57	ロイシンリッチα ₂ グリアkoprotein	28	sFlt-1/PlGF比
63	血管内皮増殖因子(VEGF)	D023	微生物核酸同定・定量検査
D008	内分泌学的検査	12	肺炎クラミジア核酸検出
52	抗ミュー管ホルモン(AMH)	16	サイトメガロウイルス核酸定量
53	レプチン		

新区分番号	新項目名	新区分番号	新項目名
	生体検査		
D206	心臓カテーター法による諸検査（一連の検査について） 注5 冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）	D313	大腸内視鏡検査 注3 バルーン内視鏡加算 注4 内視鏡的留置術加算
D215-4	超音波減衰法検査		診断穿刺・検体採取
D217	骨塩定量検査 2 REMS法（腰椎） 注 大腿骨同時検査加算	D415-4	経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合） 注 ガイドシース加算
D250	平衡機能検査 6 ビデオヘッドインパルス検査		画像診断
D310	小腸内視鏡検査 2 スパイラル内視鏡によるもの 注2 内視鏡的留置術加算	E202	磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき） 注10 肝エラストグラフィ加算

【名称変更項目】

新区分番号	新項目名	旧区分番号	旧項目名
			検体検査
D006-3	BCR-ABL1	D006-3	Major BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値))
D007	血液化学検査 22 CK-MB (蛋白量測定)	D007	血液化学検査 22 CK-MB (免疫阻害法・蛋白量測定)
D014	自己抗体検査 28 抗カルジオリピンIgG抗体	D014	自己抗体検査 27 抗カルジオリピン抗体

【見直し項目】

新区分番号	新項目名	旧区分番号	旧項目名
			検体検査
D006-3	BCR-ABL1 1 Major BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値)) イ 診断の補助に用いるもの ロ モニタリングに用いるもの 2 minor BCR-ABL mRNA イ 診断の補助に用いるもの ロ モニタリングに用いるもの	D006-3	Major BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値)) 1 診断の補助に用いるもの 2 モニタリングに用いるもの
D006-5	染色体検査（全ての費用を含む。） 1 FISH法を用いた場合 2 その他の場合	D006-5	染色体検査（全ての費用を含む。）
D006-19	がんゲノムプロファイリング検査	D006-19	がんゲノムプロファイリング検査 1 検体提出時 2 結果説明時
			診断穿刺・検体採取
D413	前立腺針生検法 1 MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの 2 その他のもの	D413	前立腺針生検法

凡 例

本書は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料の検査（第3部）、画像診断（第4部）と病理診断（第13部）の各診療行為を基本に、適応疾患、検査の意義等を加えて、医科診療報酬点数表の区分番号順に編集したものである。令和4年3月4日厚生労働省告示第54号及び保医発0304第1号、令和4年3月25日保医発0325第1号、令和4年3月31日事務連絡等を掲載している。

1. 本書に掲載する診療行為（以下、項目と略す）は、レセプト電算処理システム用医科診療行為マスター（以下、診療行為マスターと略す）に準拠している。したがって、医科診療報酬点数表（以下、点数表と略す）として告示される項目名のほか、注の加算点数及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号；以下、留意通知と略す）で示されている項目から採用したものもある。また、点数表で区分番号が示されていても、診療行為マスターにない薬剤等の項目及び判断料・加算の一部は掲載していない。

2. 本書の各項目には、以下の事項を掲載している。

●区分番号・点数

各項目に対応する点数表で示される区分番号と点数を掲載した。通則で示される項目など、固有の区分番号がない項目は、診療行為マスターに収載されている区分番号を採用した。一部の加算項目で、点数ではなく比率で示されている場合は、加算する割合を示した。

●項目名

点数表及び留意通知等で示されている診療行為名である。

●使用マーク（項目名の上段に標記）

- ㊦ 外来迅速検体検査加算
- ㊧ 包括算定対象の項目
- 判尿 尿・糞便等検査判断料対象の項目
- 判遺 遺伝子関連・染色体検査判断料対象の項目
- 判血 血液学的検査判断料対象の項目
- 判生Ⅰ 生化学的検査Ⅰ判断料対象の項目
- 判生Ⅱ 生化学的検査Ⅱ判断料対象の項目
- 判免 免疫学的検査判断料対象の項目
- 判微 微生物学的検査判断料対象の項目
- 判呼 呼吸機能検査等判断料対象の項目
- 判脳 脳波検査判断料対象の項目
- 判神 神経・筋検査判断料対象の項目
- 判ラ ラジオアイソトープ検査判断料対象の項目
- 判ロ ロービジョン検査判断料対象の項目
- 判組診 組織診断料対象の項目
- 判細診 細胞診断料対象の項目
- 減 同一月複数回実施した場合に検査料が90/100に通減される項目（検査）
- 新 新生児加算（生体検査）
- 乳 新生児を除く3歳未満の乳幼児加算（生体検査）
- 幼 3歳以上6歳未満の幼児加算（生体検査）

診断穿刺・検体採取では、年齢下限の設定されていない乳幼児加算、幼児加算があるため、保険メモの項を合わせて参照されたい。

● 欧文名

項目名に対応する欧文名を示した。適当な欧文名がない項目は空欄とした。

● 略語

欧文名に続けて繁用されている略語をカッコ内に掲載した。適当な略語がない項目は空欄とした。

● レセ電

診療行為マスターの診療行為コードと診療行為名称である。診療行為コードと診療行為名称の識別区切りに「/」を区切り文字として使用した。

● 検体

検体検査では、検体を示した。

適応

各項目が適応となる疾患名を例示した。検査・病理診断の各項目については、「炎症性疾患」等のように概念が広く、レセプト電算処理システム用傷病名マスターに該当がない疾患名には「*」を付した。

本書に掲載している各項目は、複数を組み合わせて診断に供する場合もあれば、まれな疾患の診断に使用されるものもある。本書に掲載している疾患以外の疾患が保険診療で認められないというものではない。

共用基準範囲 (JCCLS)

日本臨床検査標準協議会 (JCCLS) より公表された共用基準範囲を示した。JCCLS 及び共用基準範囲の詳細については、巻末の「付録」参照。

意義

当該項目の診療上の意義を簡潔に示した。

保険メモ

各項目に対して、点数表・留意通知・記載要領・疑義解釈で示されている保険診療上の留意点を掲載した。原文では区分番号のみで示されているものには、項目名を補うなど、文意を損ねない範囲で修正をしたが、原則としてはほぼ原文のまま掲載した。

点数表由来の文には「◎」を先頭に付した。留意通知由来の文は、(1)から始まる「カッコ付数字」を付した。記載要領は、文末に「<記載要領>」と記した。疑義解釈は、文末に「<事務連絡 発出年月日 (例; 20220331) >」と記した。留意通知由来の文が1つのみの場合は、特になにも付していない。ただし、点数表由来の文と留意通知由来の文が混在する場合は、両者を判別するため留意通知由来の文が1つだけでも(1)を付した。

関連検査

検査・病理診断の各項目の参考となる関連検査名を例示した。原則、同一検査で複数の診療行為コード (定性・半定量・定量別又は検体別等) があるものについては、1つの検査としてまとめた。

例: 「アルブミン定性 (尿)」, 「アルブミン定量 (尿)」 ⇒ 「アルブミン」

3. 項目記述の前に、検査に関わる通則的な留意点をまとめた。
4. 巻末に、①共用基準範囲について、②保険メモに記載のある主な検査法の概説、③留意通知で示されている検査法の略号、④点数表で示されている施設基準を、「付録」として掲載した。
5. 索引語には、項目名、レセ電診療行為名称、略語を収録した。配列順は、①数字、②ギリシア文字、③英字、④50音の順とした。
6. 本書は診療報酬明細書 (レセプト) 作成を補助・支援するものであり、保険請求・審査上の妥当性を保証するものではない。

目次

令和4年度診療報酬改定に伴い、追加となった項目には〔新〕、経過措置項目には〔経〕と表示している。

検査

I 通則	1
II 検体検査料	2
III 検体検査判断料	4
IV 生体検査料	6
V 生体検査判断料	7
VI 診断穿刺・検体採取	9

病理診断

I 通則	10
II 病理標本作製料	10
III 病理診断・判断料	11

画像診断

I 通則	12
II エックス線診断料	13
III 核医学診断料	14
IV コンピューター断層撮影診断料	15

検体検査

§.1 尿・糞便等検査	1
D000 尿中一般物質定性半定量検査	1
D001 尿中特殊物質定性定量検査	1
1 尿蛋白	1
2 VMA定性(尿)	1
尿グルコース	2
3 ウロビリノゲン(尿)	2
先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	2
尿浸透圧	2
4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	2

5 N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	3
6 アルブミン定性(尿)	3
7 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)	4
フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	4
8 アルブミン定量(尿)	4
9 トランスフェリン(尿)	4
10 ウロポルフィリン(尿)	5
〔新〕トリプシノーゲン2(尿)	5
11 δアミノレブリン酸(δ-ALA)(尿)	5
12 ポリアミン(尿)	5
13 ミオイノシトール(尿)	5
14 コプロポルフィリン(尿)	5
15 IV型コラーゲン(尿)	6
16 総ヨウ素(尿)	6
17 ポルフォビリノゲン(尿)	6
18 シュウ酸(尿)	6
19 L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	6
好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)	7
20 尿の蛋白免疫学的検査	7
21 その他	7
D002 尿沈渣(鏡検法)	8
D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)	8
D003 糞便検査	9
1 虫卵検出(集卵法)(糞便)	9
ウロビリリン(糞便)	9
2 糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	9
3 虫体検出(糞便)	9
4 糞便中脂質	9
5 糞便中ヘモグロビン定性	9
6 虫卵培養(糞便)	10
7 糞便中ヘモグロビン	10
8 糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	10
9 カルプロテクチン(糞便)	10
D004 穿刺液・採取液検査	11
1 ヒューナー検査	11
2 〔新〕関節液検査	11
3 胃液又は十二指腸液一般検査	11
4 髄液一般検査	11
5 精液一般検査	12

6	頸管粘液一般検査	12	5	トロンビン時間	31
7	顆粒球エラストーゼ定性(子宮頸管粘液)	12	6	蛇毒試験	31
	IgE定性(涙液)	12		トロンボエラストグラフ	31
8	顆粒球エラストーゼ(子宮頸管粘液)	12		ヘパリン抵抗試験	31
9	マイクロバブルテスト	12	7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	31
10	IgGインデックス	12	8	血小板凝集能	32
11	オリゴクローナルバンド	13	9	血小板粘着能	32
12	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	13	10	アンチトロンビン活性	32
13	タウ蛋白(髄液)	13		アンチトロンビン抗原	32
14	リン酸化タウ蛋白(髄液)	13	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性	32
15	髄液蛋白免疫学的検査	14		フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量	32
16	髄液塗抹染色標本検査	14		フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量	32
17	その他	14		プラスミン	33
D004-2	悪性腫瘍組織検査	14		プラスミン活性	33
1	悪性腫瘍遺伝子検査	14		α_1 -アンチトリプシン	33
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	22	12	フィブリンモノマー複合体定性	33
§.2	血液学的検査	23	13	プラスミノゲン活性	33
D005	血液形態・機能検査	23		プラスミノゲン抗原	33
1	赤血球沈降速度(ESR)	23		凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)	33
2	網赤血球数	23	14	Dダイマー定性	34
3	血液浸透圧	24	15	プラスミンインヒビター(アンチプラスミン)	34
	好酸球(鼻汁・喀痰)	24		Dダイマー半定量	34
	末梢血液像(自動機械法)	24	16	von Willebrand因子(VWF)活性	34
4	好酸球数	24	17	Dダイマー	34
5	末梢血液一般検査	24	18	α_2 -マクログロブリン	35
6	末梢血液像(鏡検法)	25	19	PIVKA-II	35
7	血中微生物検査	26	20	凝固因子インヒビター	35
	[新] DNA含有赤血球計数検査	26	21	von Willebrand因子(VWF)抗原	35
8	赤血球抵抗試験	27	22	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	35
9	ヘモグロビンA1c(HbA1c)	27	23	プロテインS抗原	36
10	自己溶血試験	27	24	プロテインS活性	36
	血液粘度	27	25	β -トロンボグロブリン(β -TG)	36
11	ヘモグロビンF(HbF)	27		トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	36
12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	27	26	血小板第4因子(PF ₄)	36
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	28	27	プロトロンビンフラグメントF1+2	36
14	骨髓像	28	28	トロンボモジュリン	36
15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	29	29	フィブリンモノマー複合体	37
D006	出血・凝固検査	29	30	凝固因子(第II因子)	37
1	出血時間	30		凝固因子(第V因子)	37
2	プロトロンビン時間(PT)	30		凝固因子(第VII因子)	37
3	血餅収縮能	30			
	毛細血管抵抗試験	30			
4	フィブリノゲン半定量	30			
	フィブリノゲン定量	31			
	クリオフィブリノゲン	31			

検 査

I 通則

- 1 検査の費用は、検体検査料又は生体検査料の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、前記の所定点数及び診断穿刺・検体採取料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を使用した場合は、前2号により算定した点数及び特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 検体検査料又は生体検査料に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、検体検査料又は生体検査料に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 7 検体検査料及び生体検査料に掲げられていない検査で簡単な検査は、基本診療料に含まれ、別に算定できない。

【基本診療料に含まれる簡単な検査】

(1) 血圧測定	エ 寒冷血圧検査
(2) 視野眼底検査のうち簡単なもの	オ ビッケンバッハ起立試験
(3) 眼科検査のうち斜照法、徹照法、細隙燈検査（ルーペ式）、機器を使用しない眼圧測定検査	カ ヒスタミンテスト
(4) D244自覚的聴力検査の簡易聴力検査に該当しない簡単な聴力検査	キ レジチンテスト
(5) 精液pH測定	ク 末梢の静脈圧測定
(6) デビス癌反応検査	ケ ビュルゲル病及び脱疽等の場合における電氣的皮膚温度測定
(7) 鼓膜運動検査	a 単純な場合
(8) イクテロメーター黄疸反応検査	b 負荷を行った場合
(9) 簡易循環機能検査	コ ギボンーランディステスト
ア スラッジテスト	サ 基礎代謝率簡易測定法
イ 指尖部皮膚毛細血管像検査	注 簡易循環機能検査とは、生体に対して物理的又は化学的負荷をかけ、
ウ 皮膚粘膜撮影検査	血圧、脈拍等の理学所見の観察を行うことにより循環機能を検査するこ

<p>とを目的とする簡易な検査であり、負荷の種類としては起立、寒冷、運動及び薬物等がある。</p> <p>(10) 自律神経機能検査</p> <p>(11) アルコール中毒に対する飲酒試験における症状監視</p> <p>(12) 皮膚のインピーダンス検査（皮電図記録作成）</p> <p>(13) 6誘導未満の心電図検査</p> <p>(14) 尿中プロモワレリル尿素検出検査</p> <p>(15) 尿脚気反応（沢田氏反応）</p> <p>(16) シュミット氏昇汞試験</p> <p>(17) 糞便のストール氏虫卵数計算法</p> <p>(18) 髄膜透過性検査</p> <p>(19) 横田氏反応</p> <p>(20) ユーグロブリン全プラスミン測定法（ユーグロブリン分層SK活性化プラスミン値測定）</p> <p>(21) 緒方法等の補体結合反応による梅毒脂質抗原使用検査</p> <p>(22) 卵白アルブミン感作血球凝集反応検査</p> <p>(23) ラクトアルブミン感作血球凝集反応検査</p> <p>(24) Miller Kurzrok検査</p> <p>(25) Schick反応</p> <p>(26) Dick反応</p>	<p>(27) Frei反応</p> <p>(28) 光田反応</p> <p>(29) 松原反応</p> <p>(30) 伊藤反応</p> <p>(31) トキソプラズマ症、ジストマ症及び猩紅熱の皮内テスト</p> <p>(32) 膨疹吸収時間測定</p> <p>(33) ジアゾ反応</p> <p>(34) インジカン</p> <p>(35) 血液比重測定</p> <p>(36) 末梢血液像及び骨髄像における特殊染色のBRACHET試験</p> <p>(37) 赤血球抵抗試験のリビエール法</p> <p>(38) ナイアシンテスト</p> <p>(39) RPHA法によるα-フェトプロテイン（AFP）</p> <p>(40) リウマチ因子スクリーニング</p> <p>(41) α_1-酸性糖蛋白測定</p> <p>(42) β-リポ蛋白</p> <p>(43) モノアミンオキシダーゼ（MAO）</p> <p>(44) ヴィダール反応</p> <p>(45) ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCGβ）分画定性</p> <p>(46) 凝集法及び免疫染色法による抗DNA抗体</p> <p>(47) 全血凝固溶解時間測定</p> <p>(48) 血清全プラスミン測定</p>
---	---

II 検体検査料

- 1 検体検査の費用は、検体検査実施料及び検体検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 時間外緊急院内検査加算（160000210）

入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、検体検査実施料の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に外来迅速検体検査加算は別に算定できない。
- 3 特定機能病院入院患者検体検査実施料

(1) 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

検 体 検 査

§.1 尿・糞便等検査

[D000 尿中一般物質定性半定量検査]

D000 ㊦ 26点
尿中一般物質定性半定量検査 general urinalysis, qualitative, semi-quantitative [urine] (U-検)
 レセ電：160000310 / 尿一般 尿

適応 腎盂腎炎、腎炎、ネフローゼ症候群、急性尿細管壊死、尿路感染症、起立性蛋白尿、腎結核、腎結石症、腎硬化症、腎腫瘍、前立腺肥大症、尿路結石症、嚢胞腎、膀胱炎、膀胱結石症、アミロイドーシス、膠原病、紫斑病、多発性骨髄腫、心不全、痛風、糖尿病、貧血、薬物中毒、急性肝炎、脱水症、閉塞性黄疸、尿崩症、腎不全、糖尿病性ケトアシドーシス、腎性糖尿、体質性黄疸、IgA腎症

意義 採取した尿に種々の反応試薬を含む試験紙を浸けて、尿中の蛋白、糖、潜血などを調べる。腎・尿路系、肝・胆道系、糖尿病など幅広い疾患に対してスクリーニングを行う。

保険メモ ◎当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

- (1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- (2) 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンブル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。
- (3) 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。

- (ア) 比重
- (イ) pH
- (ウ) 蛋白定性
- (エ) グルコース
- (オ) ウロビリノゲン
- (カ) ウロビリן定性
- (キ) ビリルビン
- (ク) ケトン体
- (ケ) 潜血反応
- (コ) 試験紙法による尿細菌検査（亜硝酸塩）

- (サ) 食塩
- (シ) 試験紙法による白血球検査（白血球エステラーゼ）
- (ス) アルブミン

(4) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。

関連検査 尿蛋白、グルコース、浸透圧、尿沈渣、細菌培養同定検査、蛋白分画

[D001 尿中特殊物質定性定量検査]

D001 1 ㊦ 7点
尿蛋白 protein, quantitative [urine] (U-タン)
 レセ電：160000410 / 尿蛋白 尿

適応 糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、急性尿細管壊死、尿路感染症、起立性蛋白尿、腎硬化症、腎腫瘍、前立腺肥大症、尿管結石症、尿道結石症、嚢胞腎、膀胱炎、膀胱結石症、アミロイドーシス、膠原病、紫斑病、多発性骨髄腫、心不全、痛風、糖尿病性腎症、薬物中毒、ループス腎炎、IgA腎症、尿細管間質性腎炎、熱性蛋白尿、薬剤性腎障害

意義 腎疾患の評価に用いる。腎疾患による蛋白尿には糸球体性蛋白尿と尿細管性蛋白尿がある。腎疾患以外にも、泌尿器系疾患、多発性骨髄腫（Bence Jones蛋白）、発熱などで蛋白が出現することもある。

関連検査 尿沈渣、Bence Jones蛋白同定、蛋白分画、N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）、アルブミン、 β_2 -ミクログロブリン、 α_1 -ミクログロブリン、トランスフェリン、IV型コラーゲン、免疫電気泳動法

D001 2 ㊦ 9点
VMA定性（尿） vanillylmandelic acid
 レセ電：160001310 / VMA定性（尿） 尿

適応 褐色細胞腫、神経芽腫、シャイ・ドレーガー症候群

意義 カテコールアミン（アドレナリン、ノ

2 D001 尿中特殊物質定性定量検査

ルアドレナリン)の尿中代謝物で、カテコールアミン産生腫瘍である褐色細胞腫や神経芽細胞腫の診断に用いる。通常は定量測定を行う。

関連検査 ホモバニリン酸 (HVA)、カテコールアミン、カテコールアミン分画、メタネフリン・ノルメタネフリン分画

D001 2 判尿 9点

尿グルコース glucose, quantitative [urine] (U-U)

レセ電: 160001710 / 尿グルコース 尿

適応 糖尿病, 腎性糖尿, 肥満症, 先端巨大症, クッシング症候群, ファンコニー症候群, 慢性糸球体腎炎, 急性腎炎, 慢性腎炎, 甲状腺機能亢進症, 胃切除後

意義 尿糖は糖尿病の診断や治療のコントロールの評価に用いる。尿糖は血糖値の上昇がない腎性糖尿でもみられる。健常者の尿中にも微量は含まれているが、通常の試験紙法では検出できない。試験紙法で陽性の場合に定量検査を行う。

関連検査 ヘモグロビンA1c (HbA1c), ケトン体分画, インスリン (IRI), C-ペプチド (CPR), 尿蛋白, 常用負荷試験, 耐糖能精密検査, 1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5AG), グリコアルブミン, アルブミン

D001 3 判尿 16点

ウロビリノゲン (尿) urobilinogen, quantitative [urine] (U-U)

レセ電: 160111710 / ウロビリノゲン (尿) 尿

適応 肝炎, 肝臓, 肝硬変症, 肝細胞性黄疸, 閉塞性黄疸, 胆管結石症, 胆道癌, 溶血性貧血

意義 黄疸をきたす肝・胆道系疾患や溶血性貧血のスクリーニングや病態の判断に用いる。

関連検査 総ビリルビン, 末梢血液一般検査, アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST), アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT), γ -グルタミルトランスフェラーゼ (γ -GT), 胆汁酸, ロイシニアミノペプチダーゼ (LAP)

D001 3 判尿 16点

先天性代謝異常症スクリーニングテスト (尿) urinary screening of congenital metabolic disorder (newborn screening) [urine]

レセ電: 160111810 / 先天性代謝異常症スクリーニングテスト (尿) 尿

適応 遺伝性果糖不耐症, 乳糖不耐症, ガラクトース血症, キサンチン尿症, シスチン尿症,

ヒスチジン血症, フェニルケトン尿症, ホモシスチン尿症, チロシン血症, メチルマロン酸血症, ハーラー症候群, ムコ多糖症II型, 高プロリン血症, メープルシロップ尿症, アルカプトン尿症, 先天性糖代謝異常, 先天性甲状腺機能低下症, クレチン病

意義 先天性代謝異常症は、先天的な酵素欠損によりアミノ酸や糖代謝などが異常になり、特定物質が蓄積し、尿中に増加するその代謝物を検出する検査である。発育や知能に障害をきたすため、早期診断が求められる。

保険メモ 先天性代謝異常症スクリーニングテスト (尿) とは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。

- (ア) 塩化鉄 (Ⅲ) 反応 (フェニルケトン体及びアルカプトン体の検出を含む)
- (イ) 酸性ムコ多糖類
- (ウ) システイン, シスチン等のSH化合物
- (エ) ヒスチジン定性
- (オ) メチルマロン酸
- (カ) Millon反応
- (キ) イサチン反応
- (ク) Benedict反応

関連検査 アミノ酸, アンモニア, 血液ガス分析

D001 3 判尿 16点

尿浸透圧 osmotic pressure[urine] / osmolarity

レセ電: 160003910 / 尿浸透圧 尿

適応 尿崩症, 腎不全, 抗利尿ホルモン不適合分泌症候群, 糖尿病, 心因性多飲症, メタノール中毒, パラアルデヒド中毒, 脱水症

意義 腎による尿の濃縮・希釈能を評価するのに用いる。血漿浸透圧との比較により、尿崩症や抗利尿ホルモン分泌異常などの診断にも用いる。

関連検査 尿素窒素, クレアチニン, ナトリウム及びクロール, カリウム, 尿沈渣, グルコース, アルドステロン

D001 4 判尿 17点

ポルフィリン症スクリーニングテスト (尿) screening test of porphiria[urine] / porphyrins

レセ電: 160156710 / ポルフィリン症スクリーニングテスト (尿) 尿

適応 ポルフィリン症, 鉛中毒

意義 ポルフィリン症はポルフィリン・ヘム合成系の過程での異常によるポルフィリン体の

§.3 生化学的検査 (I)

[D007 血液化学検査]

保険メモ ◎患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 5項目以上7項目以下 93点

ロ 8項目又は9項目 99点

ハ 10項目以上 106点

入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。

- 1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン (BCP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アミラーゼ、ロイシニンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法)
- 2 リン脂質
- 3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)
- 4 LDL-コレステロール、蛋白分画
- 5 銅 (Cu)
- 6 リパーゼ
- 7 イオン化カルシウム
- 8 マンガン (Mn)

D007 1 ④ ⑤ ① 11点
総ビリルビン total bilirubin (B-BIL / 総)
 (T-BIL)
 レセ電：160017010 / BIL / 総 血液

適応 黄疸、新生児黄疸、体質性黄疸、胆石症、胆汁うっ滞、急性肝炎、慢性肝炎、劇症肝炎、肝硬変症、原発性硬化性胆管炎、原発性胆汁性胆管炎、溶血性貧血、肝臓、肝障害、胆道閉鎖症、胆のう炎

共用基準範囲 (JCCLS)

0.4~1.5mg / dL

意義 肝疾患の診断、黄疸の鑑別などに重要な検査である。総ビリルビンは間接ビリルビンと直接ビリルビンの和で、通常は総ビリルビン及び直接ビリルビンを測定し、間接ビリルビンは前二者から計算で求める。

関連検査 赤血球抵抗試験、アルカリホスファターゼ (ALP)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、ロイシニンアミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、α-フェトプロテイン (AFP)、HBs抗原、HCV抗体、末梢血液一般検査、直接ビリルビン、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アンモニア、胆汁酸、LDアイソザイム、グリココール酸、Coombs試験、ハプトグロビン、抱合型ビリルビン

D007 1 ④ ⑤ ① 11点
直接ビリルビン direct bilirubin (B-BIL / 直)
 (D-BIL)
 レセ電：160017110 / BIL / 直 血液

適応 黄疸、新生児黄疸、体質性黄疸、胆石症、胆汁うっ滞、急性肝炎、慢性肝炎、劇症肝炎、肝硬変症、原発性硬化性胆管炎、原発性胆汁性胆管炎、溶血性貧血、肝臓、肝障害、胆道閉鎖症、胆のう炎

意義 直接ビリルビンの増量は、肝臓でグルクロン酸抱合酵素により産生された後に生じることから、肝臓、胆道狭窄などを調べるのに有用である。

関連検査 赤血球抵抗試験、アルカリホスファターゼ (ALP)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、ロイシニンアミノペプチダーゼ (LAP)、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、α-フェトプロテイン (AFP)、HBs抗原、HCV抗体、末梢血液一般検査、総ビリルビン、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アンモニア、胆汁酸、LDアイソザイム、グリココール酸、Coombs試験、ハプトグロビン、抱合型ビリルビン

D007 1 ④ ⑤ ① 11点
抱合型ビリルビン direct reacting bilirubin
 レセ電：160171850 / BIL / 抱 血液

適応 黄疸、新生児黄疸、体質性黄疸、胆石症、胆汁うっ滞、急性肝炎、慢性肝炎、劇症肝炎、肝硬変症、原発性硬化性胆管炎、原発性胆汁性胆管炎、溶血性貧血、肝臓、肝障害、胆道閉鎖症、

胆のう炎

意義 ビリルビンは細網内皮系細胞で遊離したヘモグロビンから作られ、蛋白質と結合して間接ビリルビンになる。これが肝臓で抱合型ビリルビン（直接ビリルビン）となり十二指腸に排泄される。抱合型ビリルビンの異常は肝臓・胆道狭窄の検査に用いられる。

関連検査 赤血球抵抗試験、アルカリホスファターゼ（ALP）、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、ロイシニアミノペプチダーゼ（LAP）、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、 α -フェトプロテイン（AFP）、HBs抗原、末梢血液一般検査、総ビリルビン、直接ビリルビン、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アンモニア、胆汁酸、LDアイソザイム、グリコロール酸、Coombs試験、ハプトグロビン、胆汁酸、HCV抗体

D007 1 ① ② 判定Ⅰ 11点
総蛋白 total protein (B-TP) (TP)
 レセ電：160017410 / TP 血液

適応 肝硬変症、劇症肝炎、ネフローゼ症候群、脱水症、多発性骨髄腫、蛋白漏出性胃腸症、吸収不良症候群、低ガンマグロブリン血症、栄養障害、感染症*、肝障害、肝臓、肝臓、膠原病、原発性マクログロブリン血症

共用基準範囲 (JCCLS)

6.6～8.1g / dL

意義 血漿蛋白には100種類以上の蛋白成分があり、主にアルブミン、グロブリン、フィブリノゲンからなる。フィブリノゲンを除いた蛋白の総量が総蛋白で、高蛋白血症、低蛋白血症の有無を調べられる。

保険メモ 蛋白分画、総蛋白及びアルブミン（BCP改良法・BCG法）を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

関連検査 末梢血液一般検査、蛋白分画、尿蛋白、アルブミン、免疫電気泳動法

D007 1 ① ② 判定Ⅰ 11点
アルブミン (BCP改良法・BCG法) albumin (Alb)
 レセ電：160018910 / Alb (BCP改良法・BCG法) 血液

適応 栄養失調症、肝硬変症、ネフローゼ症候群、甲状腺機能亢進症、吸収不良症候群、慢性肝炎、低蛋白血症、無アルブミン血症、肝臓、肝臓、栄養障害

共用基準範囲 (JCCLS)

<アルブミン>4.1～5.1g / dL、<アルブミン、グロブリン比>1.32～2.23

意義 アルブミンは血清総蛋白の50～70%を占める。膠質浸透圧の維持や、ビリルビン、尿酸などを運搬する役割を果たしている。糸球体性腎障害の診断に用いられる。

保険メモ ①<経過措置>アルブミン（BCP改良法・BCG法）のうち、BCG法によるものは、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

(1) 蛋白分画、総蛋白及びアルブミン（BCP改良法・BCG法）を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

関連検査 総蛋白、蛋白分画、尿蛋白、尿素窒素、クレアチニン、コリンエステラーゼ（ChE）、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、トランスサイレチン（プレアルブミン）、免疫電気泳動法

D007 1 ① ② 判定Ⅰ 11点
尿素窒素 urea nitrogen (BUN) (UN)
 レセ電：160019010 / BUN 血液

適応 腎機能低下、尿毒症、慢性腎不全、肝不全、悪性腫瘍末期、甲状腺機能亢進症、高蛋白血症、消化管出血、脱水症、摂食障害、心不全、腎障害、慢性腎臓病

共用基準範囲 (JCCLS)

8～20mg / dL

意義 尿素窒素は蛋白質の最終代謝産物である尿素中の窒素のことであるが、測定に使われるのは血中の尿素に含まれる窒素分である。クレアチニンとともに腎機能障害の指標として広く用いられているが、高蛋白食の摂取や熱傷、悪性腫瘍、消化管出血などで高値を示すため、これらの影響を受けないクレアチニン検査が一般的に行われている。

関連検査 クレアチニン、尿酸、クレアチン、アンモニア、尿蛋白、浸透圧、N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）、無機リン及びリン酸、蛋白分画、 β_2 -マイクログロブリン、腎クリアランステスト、シスタチンC

D007 1 ② 判定Ⅰ 11点
尿素窒素 (尿) urea nitrogen (BUN) (UN)
 レセ電：160131950 / BUN (尿) 尿

適応 腎機能低下、尿毒症、慢性腎不全、肝不全、悪性腫瘍末期、甲状腺機能亢進症、高蛋白血症、消化管出血、脱水症、摂食障害、心不全、腎障害、慢性腎臓病

生 体 検 査

§.7 呼吸循環機能検査等

保険メモ ◎D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及びD205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、D206からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。◎使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

(1) 2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」

D208心電図検査の「1」から「5」まで、D209負荷心電図検査の「1」及び「2」、D210ホルター型心電図検査の「1」及び「2」については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

(2) 呼吸循環機能検査等に係る一般事項

(ア) 通則の「特に規定する場合」とは、D208心電図検査の「注」又はD209負荷心電図検査の「注1」に掲げる場合をさす。

(イ) D200スパイログラフィー等検査からD203肺胞機能検査までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところによる。

イ 実測値から算出される検査値については算定できない。

ロ 測定方法及び測定機器は限定しない。

ハ 負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。

ニ 使用したガス(CO, CO₂, He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を算定できる。

ホ 喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。

(3) 肺活量計による肺活量の測定は、算定できない。

D200 200/100

喘息に対する吸入誘発試験

レセ電:160062570/吸入誘発(喘息に対する)

適応 気管支喘息

保険メモ 喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。

関連検査 肺気量分画測定、フローボリュームカーブ

【D200 スパイログラフィー等検査】

保険メモ 「5」の左右別肺機能検査の所定点数には、カテーテル挿入並びに他の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及びD201換気力学的検査の費用を含む。

D200 1 呼吸 胸 乳 胸 90点

肺気量分画測定(安静換気量測定、最大換気量測定を含む) fractional lung volume (肺気分画)

レセ電:160062610/肺気量分画測定

適応 肺線維症、肺気腫、気管支喘息、咽頭腫瘍、喉頭腫瘍、びまん性汎細気管支炎、サルコイドーシス、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺水腫、間質性肺炎、閉塞性細気管支炎、胸膜炎、重症筋無力症

意義 呼吸計を用いて吸気量、呼気量の測定を行って肺の換気能力を調べるもので、呼吸器疾患の診断、経過観察、治療効果判定などに用いる。分画測定には肺活量のほか、1回換気量(安静呼吸時の1回の呼吸量)、予備吸気量(安静吸気位から最大吸気位までの気量)、予備呼気量(安静呼気位から最大呼気位までの気量)、残気量(最大呼気位でなお肺に残存している気量)などがある。

保険メモ (1) 肺気量分画測定には、予備吸気量、1回換気量及び予備呼気量の全ての実測及び実測値から算出される最大呼吸量の測定のほか、安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。

(2) 肺気量分画測定及びD202肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査を同時に実施した場合には、機能的残気量測定は算定できない。

関連検査 フローボリュームカーブ

D200 2 〔 測 呼 新 乳 幼 〕 100点
フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む)
 flow volume curve (フローボリューム)
 レセ電: 160062710/フローボリューム

適応 気管支喘息, 咽頭腫瘍, 喉頭腫瘍, 肺気腫, 肺線維症, びまん性汎細気管支炎, 肺水腫, 間質性肺炎, 閉塞性細気管支炎, 胸膜炎, 重症筋無力症

意義 肺活量の測定に際し, 被検者に最大吸気位から最大呼気位まで一気に呼出させ, 気流量(ボリューム)と気流速度(フロー)の関係パターンを曲線(フローボリューム曲線)で評価するもの。なお, 上気道狭窄の鑑別には, 吸気フローボリューム曲線が有用である。曲線パターンを分析することにより, 軽度の病変なども推測できる。

保険メモ フローボリュームカーブは, 曲線を描写し記録した場合にのみ算定し, 強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また, フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量, 1秒量, 1秒率, MMF, PFR等は, 別に算定できない。

関連検査 肺気量分画測定

D200 3 〔 測 呼 新 乳 幼 〕 140点
機能的残気量測定 functional residual capacity (残気) (FRC)
 レセ電: 160062810/機能的残気量測定

適応 肺線維症, 肺気腫, 気管支喘息, びまん性汎細気管支炎, 閉塞性細気管支炎, 肺水腫, 間質性肺炎, サルコイドーシス, 胸膜炎, 重症筋無力症, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)

意義 機能的残気量とは, 安静呼気位で肺に残存している気量。予備呼気量に残気量を足したものである。残気量は直接計測できないため, ガス希釈法や体プレスティモグラフなどで機能的残気量を測定し, そこから予備呼気量を引いて求める。肺の過膨張や肺胸郭の弾力性を知るうえで重要である。臨床的には, 残気量・機能的残気量の増加は, 気管支喘息, 肺気腫などが, また減少は, 肺線維症, 腹水などが疑われる。

保険メモ (1) 肺気量分画測定及びD202肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査を同時に実施した場合には, 機能的残気量測定は算定できない。

(2) 体プレスティモグラフを用いる諸検査は, 別に定めのない限り, 機能的残気量測定により算定する。

関連検査 肺気量分画測定

D200 4 〔 測 呼 新 乳 幼 〕 100点
呼気ガス分析 expiratory gas analysis
 レセ電: 160063010/呼気ガス分析

適応 心室中隔欠損症, 心房中隔欠損症, 動脈管開存症, ファロー四徴症, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD), びまん性間質性肺炎, 肺塞栓症, 肺癌, 狭心症, 心筋症, 慢性心不全, 気管支喘息

意義 ダグラスバッグに呼気を集めて酸素濃度, 二酸化炭素濃度を分析器で測定し, 酸素摂取量や炭酸ガス排出量を算定する。主に酸素摂取量の測定に有用である。

関連検査 血液ガス分析, 心臓カテーテル法による諸検査, 超音波検査

D200 5 〔 測 呼 新 乳 幼 〕 1010点
左右別肺機能検査 bronchospirometry (左右肺機能)
 レセ電: 160063110/左右別肺機能検査

適応 肺結核, 肺腫瘍, 肺線維症, 慢性閉塞性肺疾患 (COPD), 慢性気管腫, 慢性気管支炎, 肺のう胞症, 胸膜炎, 肺癌

意義 左右両肺の機能を個別に測定するもので, 主に肺手術を行う場合, 切除後に残存肺が十分に機能を代償しうるか, 否かを知るために行われる。

関連検査 血液ガス分析, 肺気量分画測定

【D201 換気力学的検査】

保険メモ D200スパイログラフィー等検査の左右別肺機能検査の所定点数には, カテーテル挿入並びにD200スパイログラフィー等検査の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及びD201換気力学的検査の費用を含む。

D201 1 〔 測 呼 新 乳 幼 〕 150点
呼吸抵抗測定 (広域周波オシレーション法を用いた場合) respiratory resistance measurement (呼吸抵抗) (Rrs)
 レセ電: 160198210/呼吸抵抗測定 (広域周波オシレーション法)

適応 特発性肺線維症, 間質性肺炎, 肺水腫, 無気肺, 胸水貯留, 塵肺症, サルコイドーシス, 胸膜炎, 重症筋無力症, 肺気腫, 慢性気管支炎, びまん性汎細気管支炎, 閉塞性細気管支炎, 気管支喘息

意義 気道, 肺組織, 胸部など全呼吸器の抵抗(呼吸のしにくさ)を測定する検査である。

診断穿刺・検体採取

【D400 血液採取（1日につき）】

保険メモ ◎入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

◎6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、30点を所定点数に加算する。

◎血液回路から採血した場合は算定しない。

(1) 血液採取に係る乳幼児加算は、静脈及び「その他」のそれぞれについて加算するものである。

D400 1.....**【】** 37点
血液採取（静脈）（B-V）
 レセ電：160095710／B-V

意義 血液検査の検体を得るために、静脈から血液を採取する。

D400 2.....**【】** 6点
血液採取（その他）（B-C）
 レセ電：160095810／B-C

意義 血液検査の検体を得るために、耳朶や指、足（底）を穿刺し、血液を採血管等で採取する。

【D401 脳室穿刺】

D401.....**【】** 500点
脳室穿刺 ventricular puncture
 レセ電：160096010／脳室穿刺（検査）

適応 くも膜下出血や水頭症などの高血圧を示す各種脳神経疾患*

意義 脳脊髄液の採取やカテーテル留置のために行う。腰椎穿刺で髄液採取ができない場合、脳室内とくも膜下腔の髄液に解離懸念が想定される場合が対象になる。

保険メモ ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J005脳室穿刺（処置）は、脳室穿刺（検査）と同一日に算定することはできない。

(2) 脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又はG009脳脊髄腔注射のいずれかの所定点数を算定する。

【D402 後頭下穿刺】

D402.....**【】** 300点
後頭下穿刺 suboccipital puncture
 レセ電：160096210／後頭下穿刺（検査）

適応 髄膜炎、脳炎、くも膜下出血

意義 大槽穿刺法ともいう。脳脊髄液が腰椎穿刺で採取できない場合に用いられる。

保険メモ ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J006後頭下穿刺（処置）は、後頭下穿刺（検査）と同一日に算定することはできない。

(2) 脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又はG009脳脊髄腔注射のいずれかの所定点数を算定する。

【D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）】

保険メモ ◎6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

(1) J007頸椎穿刺（処置）は頸椎穿刺（検査）と、J007胸椎穿刺（処置）は胸椎穿刺（検査）と、J007腰椎穿刺（処置）は腰椎穿刺（検査）と同一日に算定することはできない。

(2) 脳脊髄腔注射を、検査、処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又はG009脳脊髄腔注射のいずれかの所定点数を算定する。

D403.....**【】** 220点
腰椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む） lumbar puncture
 レセ電：160096610／腰椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む）

適応 各種脳炎、各種髄膜炎、髄膜症、髄膜腫瘍、神経梅毒、くも膜下出血、ギラン・バレー症候群、多発性硬化症、水頭症、脳腫瘍、高血圧性脳症、低髄液圧症

意義 髄液検査するための検体採取を行う。

D403 胸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む) 220点

胸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)
レセ電: 160146750 / 胸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)

頸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)
レセ電: 160146850 / 頸椎穿刺 (脳脊髄圧測定を含む)

適応 各種脳炎, 各種髄膜炎, 髄膜炎, 髄膜腫瘍, 神経梅毒, くも膜下出血, ギラン・バレー症候群, 多発性硬化症, 水頭症, 脳腫瘍, 高血圧性脳症

意義 髄液検査するための検体採取を行う。

【D404 骨髄穿刺】

保険メモ ◎6歳未満の乳幼児の場合, 乳幼児加算として, 100点を所定点数に加算する。
(1) J011骨髄穿刺 (処置) は, 骨髄穿刺 (検査) と同一日に算定することはできない。

D404 1 骨髄穿刺 (胸骨) bone marrow aspiration 260点

骨髄穿刺 (胸骨) bone marrow aspiration
レセ電: 160096810 / 骨髄穿刺 (胸骨) (検査)

適応 各種白血病, 骨髄異形成症候群, 赤血球増加症, 血小板増加症, 血小板減少症, 各種貧血, 悪性リンパ腫, 多発性骨髄腫, 血球貪食性リンパ組織球症, 血球貪食症候群, ゴーシェ病, ニーマン・ピック病, Ph陽性急性リンパ性白血病

意義 骨髄の一部をとり, 塗抹・染色して鏡検し, 末梢血と対比して骨髄の造血機能を知る検査。白血病, 骨髄腫, 悪性腫瘍の骨髄転移などの診断に有用である。局所麻酔後, 胸骨第2あるいは第3肋骨間の高さで穿刺する。穿刺針が骨髄に入ったら, 穿刺液を吸引する。

D404 2 骨髄穿刺 (その他) 280点

骨髄穿刺 (その他) bone marrow aspiration
レセ電: 160096910 / 骨髄穿刺 (その他) (検査)

適応 各種白血病, 骨髄異形成症候群, 赤血球増加症, 血小板増加症, 血小板減少症, 各種貧血, 悪性リンパ腫, 多発性骨髄腫, 血球貪食性リンパ組織球症, 血球貪食症候群, ゴーシェ病, ニーマン・ピック病, Ph陽性急性リンパ性白血病

意義 胸骨以外の部位を穿刺して骨髄液を採取する方法で, 腸骨や腰椎棘突起を穿刺して行う。幼児・高齢者で腸骨を用いるときがある。

【D404-2 骨髄生検】

D404-2 骨髄生検 bone marrow biopsy 730点

骨髄生検 bone marrow biopsy
レセ電: 160187810 / 骨髄生検 髄液

適応 白血病, 悪性リンパ腫, 多発性骨髄腫, マクログロブリン血症*, 貧血症, 血小板増加症

意義 造血組織を採取して細胞を評価する検査である。

保険メモ ◎6歳未満の乳幼児の場合, 乳幼児加算として, 100点を所定点数に加算する。
(1) 骨髄生検は, 骨髄生検針を用いて採取した場合にのみ算定できる。骨髄穿刺針を用いた場合はD404骨髄穿刺の所定点数により算定する。

【D405 関節穿刺 (片側)】

D405 関節穿刺 (片側) joint puncture (P-関節) 100点

関節穿刺 (片側) joint puncture (P-関節)
レセ電: 160097010 / 関節穿刺 (片) (検査)

適応 各種関節炎, 関節リウマチ, 痛風, 多発性関節症, 膝関節症, 絨毛性結節性滑膜炎, 糖尿病性関節症

意義 関節腔液を検査する検体を得るために行う。局所麻酔後, 関節腔を穿刺し穿刺液を吸引する。

保険メモ ◎3歳未満の乳幼児の場合, 乳幼児加算として, 100点を所定点数に加算する。
(1) J116関節穿刺 (処置) と, 同一側の関節に対して, 関節穿刺 (検査), G010関節腔内注射と同一日に行った場合は, 主たるもののみ算定する。
(2) 関節腔内注射を, 検査, 処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は, 当該検査若しくは処置又はG010関節腔内注射のいずれかの所定点数を算定する。

【D406 上顎洞穿刺 (片側)】

D406 上顎洞穿刺 (片側) exploratory puncture of maxillary sinus (P-上ガク洞) 60点

上顎洞穿刺 (片側) exploratory puncture of maxillary sinus (P-上ガク洞)
レセ電: 160097110 / 上顎洞穿刺 (片) (検査)

適応 急性副鼻腔炎, 慢性副鼻腔炎, 鼻副鼻腔腫瘍

意義 上顎洞周辺の腫脹に対し, 上顎洞内の貯留液を確認するために行う。上顎洞炎症部の病原菌の同定, 貯留液を分析するのに用いる。局所麻酔した後, 下鼻道の中央部よりやや上方,

病 理 診 断

病理標本作製料

[N000 病理組織標本作製]

保険メモ (1) 病理組織標本作製において、1臓器又は1部位から多数のブロック、標本等を作製した場合であっても、1臓器又は1部位の標本作製として算定する。

(2) 病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製した場合であっても、所定点数のみ算定する。

(3) 当該標本作製において、ヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行う。

N000 1 [判組診] 860点
病理組織標本作製(組織切片によるもの) (1臓器につき) preparing tissue sections for histopathological examination
 レセ電：160060010 / T-M (組織切片)

適応 悪性腫瘍、炎症性疾患*、感染症*、代謝性疾患*

意義 採取した生体組織から標本を作製し、病理診断を行う。手術で組織を切除して採取するほか、内視鏡や針生検などで病変部の組織を採取する。悪性腫瘍、炎症性疾患、代謝性疾患など病理学的診断を行う。光学顕微鏡のほか必要に応じ蛍光顕微鏡や電子顕微鏡検査を行う。

保険メモ (1) 「組織切片によるもの」について、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。

- (ア) 気管支及び肺臓
- (イ) 食道
- (ウ) 胃及び十二指腸
- (エ) 小腸
- (オ) 盲腸
- (カ) 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
- (キ) S状結腸
- (ク) 直腸
- (ケ) 子宮体部及び子宮頸部

(2) 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N000病

理組織標本作成の(1)のAからケまでのいずれかを選択し記載する。

なお、選択する臓器又は部位がない場合はコその他を選択し、具体的部位等を記載する。

レセ電：820100866 / ア 気管支及び肺臓

レセ電：820100867 / イ 食道

レセ電：820100868 / ウ 胃及び十二指腸

レセ電：820100869 / エ 小腸

レセ電：820100870 / オ 盲腸

レセ電：820100871 / カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸

レセ電：820100872 / キ S状結腸

レセ電：820100873 / ク 直腸

レセ電：820100874 / ケ 子宮体部及び子宮頸部

レセ電：830100612 / コ その他；*****

<記載要領>

N000 2 [判組診] 860点
病理組織標本作製(セルブロック法によるもの) (1部位につき) cytological examination by cell block method
 レセ電：160208610 / T-M (セルブロック法)

適応 悪性中皮腫、肺癌、胃癌、大腸癌、卵巣癌、悪性リンパ腫

意義 細胞診は悪性腫瘍のスクリーニングとして有用な検査である。採取された検体をスライドガラスに貼り付けるのではなく、パラフィンブロックを作製して、組織標本とすることで、検体の長期保存が可能となり、免疫組織化学などへの応用が高まる。特に悪性中皮腫の診断に有用である。

保険メモ (1) 「セルブロック法によるもの」について、同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。

(2) 「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌若しくは悪性リンパ腫を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌又は悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診

療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(3) 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N000病理組織標本作製(6)に規定するものうち、該当するものを選択して記載する。

レセ電:820100762/対象患者(T-M(セルブロック法)):悪性中皮腫を疑う患者

レセ電:820100763/対象患者(T-M(セルブロック法)):肺悪性腫瘍を疑う患者

レセ電:820100764/対象患者(T-M(セルブロック法)):胃癌を疑う患者

レセ電:820100765/対象患者(T-M(セルブロック法)):大腸癌を疑う患者

レセ電:820100766/対象患者(T-M(セルブロック法)):卵巣癌を疑う患者

レセ電:820100767/対象患者(T-M(セルブロック法)):悪性リンパ種を疑う患者

(肺悪性腫瘍, 胃癌, 大腸癌, 卵巣癌又は悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合)組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載する。

レセ電:830100326/実施困難理由(T-M(セルブロック法));*****

<記載要領>

関連検査 免疫染色病理組織標本作製

[N001 電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)]

N001	刊組診	2000点
電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)		
preparing tissue sections for electromicroscopic examination		
レセ電:160060170/電子顕微鏡病理組織標本作製		

適応 リビドーシス, ゴーシェ病, ムコ多糖症, 心筋症, 内分泌臓器の機能性腫瘍*, 悪性軟部腫瘍, 異所性ホルモン産生腫瘍, 腎組織の機能性腫瘍*

意義 腎, 甲状腺腫以外の内分泌臓器の機能性腫瘍, 異所ホルモン産生腫瘍, 軟部組織悪性腫瘍, 脂質蓄積症, 多糖体蓄積症, 慢性腎不全等に対する生検, 心筋症の生検等で電子顕微鏡による診断に用いる病理組織標本作製し診断する。

保険メモ (1) 電子顕微鏡病理組織標本作製は, 腎組織, 内分泌臓器の機能性腫瘍(甲状腺腫を除く), 異所性ホルモン産生腫瘍, 軟部組織悪性腫瘍, ゴーシェ病等の脂質蓄積症, 多糖

体蓄積症等に対する生検及び心筋症に対する心筋生検の場合において, 電子顕微鏡による病理診断のための病理組織標本作製した場合に算定できる。

(2) 電子顕微鏡病理組織標本作製, N000病理組織標本作製, N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製のうち, いずれを算定した場合であっても, 他の2つの項目を合わせて算定することができる。

[N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製]

保険メモ (1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は, 病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に, 方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず, 1臓器につき1回のみ算定する。

(2) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製, N000病理組織標本作製又はN001電子顕微鏡病理組織標本作製のうち, いずれを算定した場合であっても, 他の2つの項目を合わせて算定することができる。

(3) セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色については, 悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍, 胃癌, 大腸癌, 卵巣癌若しくは悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合に算定する。なお, 肺悪性腫瘍, 胃癌, 大腸癌, 卵巣癌又は悪性リンパ腫を疑う患者に対して実施した場合には, 組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(4) 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項(セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色を実施した場合)

対象疾患名について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第13部N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(10)に規定するものうち, 該当するものを選択して記載する。

レセ電:820100797/対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):悪性中皮腫を疑う患者

レセ電:820100798/対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):肺悪性腫瘍を疑う患者

レセ電:820100799/対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):胃癌を疑う患者

レセ電:820100800/対象患者(セルブロック

画 像 診 断

エックス線診断料

【E000 透視診断】

E000	110点
透視診断 Fluoroscopic diagnosis	
レセ電：170000310／透視診断	

適応 肺炎患、横隔膜疾患、心臓疾患、気道異物、嚥下障害、胃食道逆流症、腸閉塞、膀胱尿管逆流、関節疾患

意義 リアルタイムでX線像をみて、動きのある横隔膜や心臓、消化管、呼吸器、関節などを経時的に観察し、その動態機能を視覚的に評価する検査である。造影剤を用いると、消化管の通過障害や尿路の逆流などを診断できる。透視下でX線像をみながら体位を変換させたり、嚥下や吸気・呼気、関節運動をさせながら、病変の動態情報を得ることも可能である。

保険メモ (1) 本項の透視診断とは、透視による疾病、病巣の診断を評価するものであり、特に別途疑義解釈通知等により取扱いを示した場合を除き、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

(2) 造影剤を使用する透視診断は一連の診断目的のために行うものについては、時間を隔てて行う場合であっても1回として算定する。ただし、腸管の透視を時間を隔てて数回行いその時間が数時間にわたる場合には、2回以上として算定できる。その基準は概ね2時間に1回とする。

【E001 写真診断】

保険メモ ◎間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

(1) 他の医療機関で撮影したフィルム等についての診断料は撮影部位及び撮影方法(単純撮影、特殊撮影、造影剤使用撮影又は乳房撮影を指し、アナログ撮影又はデジタル撮影の別は問わない)別に1回の算定とする。例えば、胸部単純写真と断層像についてであれば2回として算定できる。ただし、1つの撮影方法については撮

影回数、写真枚数にかかわらず1回として算定する。

(2) 写真診断においては、耳、副鼻腔は頭部として、骨盤、腎、尿管、膀胱は腹部として、それぞれ単純撮影の「頭部、胸部、腹部又は脊椎」により算定する。また、頸部、腋窩、股関節部、肩関節部、肩胛骨又は鎖骨にあっても、単純撮影の「頭部、胸部、腹部又は脊椎」により算定する。

(3) 写真診断に掲げる所定点数は、フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存した場合にも算定できる。

(4) イメージ・インテンシファイア間接撮影装置によるエックス線撮影については、診断料及び撮影料は間接撮影の場合の所定点数により算定できる。また、同一部位に対し直接撮影を併せて行った場合は、イメージ・インテンシファイア間接撮影装置による一連の撮影として間接撮影の場合の所定点数のみを算定する。

(5) [単純撮影] 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項

撮影部位を選択して記載する。
選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載する。
なお、四肢については、左・右・両側の別を記載する。

レセ電：820181000／撮影部位(単純撮影)：頭部(副鼻腔を除く。)

レセ電：820183620／撮影部位(単純撮影)：頭部(副鼻腔に限る。)

レセ電：820181100／撮影部位(単純撮影)：頸部(頸椎を除く。)

レセ電：820181220／撮影部位(単純撮影)：胸部(肩を除く。)

レセ電：820181300／撮影部位(単純撮影)：腹部

レセ電：820181340／撮影部位(単純撮影)：骨盤(仙骨部・股関節を除く。)

レセ電：820181120／撮影部位(単純撮影)：頸椎

レセ電：820181240／撮影部位(単純撮影)：胸椎

レセ電：820181310／撮影部位(単純撮影)：腰椎

レセ電：820181320／撮影部位(単純撮影)：仙骨部

レセ電: 830100797 / 撮影部位 (単純撮影): 肩;
 * * * * *

レセ電: 830181400 / 撮影部位 (単純撮影): 上腕;
 * * * * *

レセ電: 830181410 / 撮影部位 (単純撮影): 肘関節;
 * * * * *

レセ電: 830181420 / 撮影部位 (単純撮影): 前腕;
 * * * * *

レセ電: 830181430 / 撮影部位 (単純撮影): 手関節;
 * * * * *

レセ電: 830181440 / 撮影部位 (単純撮影): 手;
 * * * * *

レセ電: 830181370 / 撮影部位 (単純撮影): 股関節;
 * * * * *

レセ電: 830181500 / 撮影部位 (単純撮影): 膝;
 * * * * *

レセ電: 830181510 / 撮影部位 (単純撮影): 大腿;
 * * * * *

レセ電: 830181520 / 撮影部位 (単純撮影): 下腿;
 * * * * *

レセ電: 830181530 / 撮影部位 (単純撮影): 足関節;
 * * * * *

レセ電: 830181540 / 撮影部位 (単純撮影): 足;
 * * * * *

レセ電: 830189000 / 撮影部位 (単純撮影): その他;
 * * * * *

<記載要領>

E001 1 **85点**

単純撮影 (頭部, 胸部, 腹部又は脊椎) の
 写真診断 Radiographic diagnosis

レセ電: 170000410 / 単純撮影(1)の写真診断

適応 胸部疾患 (肺, 縦隔, 肺門, 胸膜, 胸腔), 腹部疾患 (消化管, 肝, 胆嚢, 脾, 腎, 他の腹部臓器, 骨盤部臓器, 腹腔, 後腹膜), 心・大血管疾患, 頭蓋骨・副鼻腔・聴器・他の頭頸部疾患, 脊椎疾患

意義 単純X線撮影は, X線を人体に照射して, 組織のX線吸収の違いをフィルム上に白黒の濃淡として表示させる検査法である。骨はX線吸収が大きいため白く, 肺や腸管の空気はX線吸収が小さいので黒く描出される。どの施設でも簡便かつ安価に行える検査で, 胸部や腹部, 骨・関節疾患のスクリーニング検査として広く行われている。

E001 5 **42.5点**

単純間接撮影 (頭部, 胸部, 腹部又は脊椎) の
 写真診断 Fluorographic diagnosis

レセ電: 170000910 / 単純間接撮影(1)の写真診断

適応 肺癌や肺結核の集検で用いられることが多いが, 適応は「単純撮影 (頭部, 胸部, 腹部又は脊椎) の写真診断」と同じである。

意義 X線蛍光像を一度集光縮小し, その像をカメラで撮影して像を得る方法である。直接撮影では撮影ごとにフィルムを替える必要があるが, 間接撮影ではロールフィルムを用い連続して撮影できるので, 短時間に多数の検査を行える。集団検診が主な適応で, この装置を自動車に載せて地域へ出張して行う肺癌や肺結核の集検が広く普及している。

E001 1 **43点**

単純撮影 (その他の部位) の写真診断 Ra-
 diographic diagnosis

レセ電: 170000510 / 単純撮影(1)の写真診断

適応 全身の骨・関節・軟部組織疾患などの種々の疾患 (頭部, 胸部, 腹部, 脊椎以外の領域)

意義 頭部, 胸部, 腹部, 脊椎以外の領域で撮影された単純X線写真を診断するもので, 検査の意義は「単純撮影 (頭部, 胸部, 腹部又は脊椎) の写真診断」と同じである。

E001 5 **21.5点**

単純間接撮影 (その他の部位) の写真診断
 Fluorographic diagnosis

レセ電: 170001010 / 単純間接撮影(1)の写真診断

適応 「単純撮影 (その他の部位) の写真診断」と同じである。

意義 現在ではあまり行われない。

E001 2 **96点**

特殊撮影の写真診断 (一連につき) Special
 radiography

レセ電: 170000610 / 特殊撮影の写真診断

適応 種々の疾患が適応になりうるが, アナログの特殊撮影が行われることはない。

意義 断層撮影やパントモグラフィ, スポット撮影も含まれるが, その他, 拡大撮影, 立体撮影, 動態撮影 (キモグラフィ), ゼロラジオグラフィなどがある。画像のデジタル化が進み, CTやMRIが普及した今日, これらの特殊撮影が行われることは少ない。

疾患別検査一覧

本一覧においては、検査・病理診断の各項目が適応となる疾患名を、
数字、英字及び50音順で次のとおり掲載している。

疾患名/検査名(検査・病理診断) *当該検査が掲載されている本書の頁*

〈数字〉

- 1p36欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) **43**, 染色体構造変異解析 **59**
- 1q21.1反復性微細欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 1q21.1反復性微細重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 1型糖尿病/抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体) **105**, 抗IA-2抗体 **115**, 抗インスリン抗体 **174**, グルカゴン負荷試験 **314**
- 1型糖尿病性腎症第1期/アルブミン定量(尿) **4**, トランスフェリン(尿) **4**, IV型コラーゲン(尿) **6**
- 1型糖尿病性腎症第2期/アルブミン定量(尿) **4**, トランスフェリン(尿) **4**, IV型コラーゲン(尿) **6**
- 1色覚/光覚検査 **298**, 色覚検査(アノマロスコープ) **298**, 色覚検査(色相配列検査を行った場合) **298**, 色覚検査(1以外の場合) **298**, ランターンテスト **298**, 定量的色盲表検査 **299**
- 2p15-16.1欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 2p21欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 2q33.1欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 2q37モノソミー/染色体構造変異解析 **59**
- 2型糖尿病性腎症第1期/アルブミン定量(尿) **4**, トランスフェリン(尿) **4**, IV型コラーゲン(尿) **6**
- 2型糖尿病性腎症第2期/アルブミン定量(尿) **4**, トランスフェリン(尿) **4**, IV型コラーゲン(尿) **6**
- 3q29欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 3q29重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 4p欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) **43**
- 5p欠失症候群/遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のエに掲げる遺伝子疾患の場合) **43**, 染色体検査(全ての費用を含む。)(その他の場合) **44**, 分染法加算(染色体検査) **45**
- 5p-症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 7q11.23重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 8p23.1重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 8p23.1微細欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 8q21.11欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 9q34欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 11 β -水酸化酵素欠損症/デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S) **110**, 17-ケトステロイド分画(17-KS分画) **115**, 17-ケトステロイド分画(17-KS分画)(尿) **115**
- 12q14欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患/染色体構造変異解析 **59**
- 15q13.3欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 15q24反復性微細欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 15q26過成長症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 16p11.2-p12.2欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 16p11.2-p12.2重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 16p11.2重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 16p12.1反復性微細欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 16p13.11反復性微細欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 16p13.11反復性微細重複症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 17q21.31反復性微細欠失症候群/染色体構造変異解析 **59**
- 17 α -水酸化酵素欠損症/デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S) **110**
- 21-水酸化酵素欠損症/デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S) **110**, 17-ケトステ

- ロイド分画(17-KS分画) 115, 17-ケトステロイド分画(17-KS分画)(尿) 115
- 22q11.2遠位欠失症候群／染色体構造変異解析 59
- 22q11.2欠失症候群／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 43, 染色体検査(全ての費用を含む。)(その他の場合) 44, 分染法加算(染色体検査) 45, 染色体構造変異解析 59
- 22q11重複症候群／染色体構造変異解析 59
- 22q13欠失症候群／染色体構造変異解析 59
- 22qテトラソミー症候群／染色体構造変異解析 59

(英字)

- ACTH単独欠損症／11-ヒドロキシコルチコステロイド(11-OHCS) 98, コルチゾール 103, 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH) 113
- ADA欠損症／アデノシンデアミナーゼ(ADA) 75, アデノシンデアミナーゼ(ADA)(胸水) 75
- ADH不適合症候群／血漿量測定(RI) 320
- ANCA関連血管炎／抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA) 182, 抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性 185
- ATR-16症候群／染色体構造変異解析 59
- ATR-X症候群／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 43
- A型肝炎／HA-IgM抗体 171, HA抗体 171
- B型肝炎／HBVジェノタイプ判定 172
- B型肝炎／HBs抗原定性・半定量 169, HBs抗体定性 169, HBs抗体半定量 169, HBs抗体 170, HBe抗原 170, HBe抗体 170, HBc抗体半定量・定量 170, HBVコア関連抗原(HBcrAg) 172, デルタ肝炎ウイルス抗体 172, HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出 216
- B型肝炎／Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体 92, α -フェトプロテイン(AFP) 121, PIVKA-II半定量 123, PIVKA-II定量 123, HBs抗原定性・半定量 169, HBs抗体定性 169, HBs抗体半定量 169, HBs抗体 170, HBe抗原 170, HBe抗体 170, HBc抗体半定量・定量 170, HBVコア関連抗原(HBcrAg) 172, デルタ肝炎ウイルス抗体 172, HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出 216, 肝硬度測定 251, 超音波エラストグラフィー 251
- EBウイルス感染症／EBウイルス核酸定量 209
- E型肝炎／HE-IgA抗体定性 172
- FGF23関連低リン血症性くる病／FGF23 97
- FGF23関連低リン血症性骨軟化症／FGF23 97
- G6PD欠乏性貧血／自己溶血試験 27, グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD) 80, グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性 189, 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず)一連
- CACT欠損症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 43
- CETP欠損症／HDL-コレステロール 72
- CFC症候群／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 43
- COVID-19／SARS-CoV-2抗原検出(定性) 153, SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性) 162, SARS-CoV-2抗原検出(定量) 165, TARC (COVID-19) 195, インターフェロン- λ 3 (IFN- λ 3) 197, SARS-CoV-2核酸検出(検査委託) 211, SARS-CoV-2核酸検出(検査委託以外) 211, SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託) 212, SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託以外) 212, ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出・検査委託) 217, ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出・検査委託以外) 217, ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 221
- CPT1欠損症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの) 42
- CPT2欠損症／遺伝学的検査(処理が複雑なもの)(1)のオに掲げる遺伝子疾患の場合) 43
- C型肝炎／HCVコア抗体 171, HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性 171, HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量 171, HCV血清群別判定 172, HCV特異抗体価 172, クリオグロブリン定性 191, クリオグロブリン定量 191, HCV核酸検出 211
- C型肝炎／HCV抗体定性・定量 170, HCVコア蛋白 170, HCV核酸定量 216
- C型肝炎／Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体 92, α -フェトプロテイン(AFP) 121, PIVKA-II半定量 123, PIVKA-II定量 123, HCV抗体定性・定量 170, HCVコア蛋白 170, HCVコア抗体 171, HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性 171, HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量 171, HCV特異抗体価 172, HCV核酸定量 216, 肝硬度測定 251, 超音波エラストグラフィー 251
- EBウイルス感染症／EBウイルス核酸定量 209
- E型肝炎／HE-IgA抗体定性 172
- FGF23関連低リン血症性くる病／FGF23 97
- FGF23関連低リン血症性骨軟化症／FGF23 97
- G6PD欠乏性貧血／自己溶血試験 27, グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD) 80, グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性 189, 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず)一連